

各 位

会社名 東京海上ホールディングス株式会社
 代表者名 取締役社長 小宮 暁
 (コード8766 東証プライム)
 問合せ先 グローバルコミュニケーション部 部長
 (東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐)
 八幡 俊洋 (TEL 03-6704-4268)

自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しておりましたが、本日、その具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、普通配当を株主還元の基本と位置づけ、利益成長に応じて持続的に高める方針としており、かかる方針に基づき、2024年3月期には、中間配当として1株当たり60.50円、期末配当として1株当たり62.50円の配当を実施しております。また、当社は、自己株式の取得については、資本水準や市場環境、事業投資機会等を総合的に勘案し、機動的に実施する方針としております。かかる方針のもと、当社は、経営環境等を勘案して機動的な資本政策を行うことを目的として、当社定款において、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等による自己株式取得を取締役会の決議をもって実施することができる旨を定めており、これまでも(注1)、当該定款規定に基づき、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における市場買付けの方法により自己株式取得を行い、機動的な資本政策を遂行してまいりました。当社は、さらに2024年5月20日開催の取締役会においても新たに自己株式の取得(取得株式総数:60,000,000株(上限)、株式取得価額の総額:1,000億円(上限)、取得期間:2024年5月21日～2024年11月15日)を決議しております。

(注1) 当社は、当該定款規定を導入した2004年から2023年末までの毎年度において、自己株式取得の取締役会決議を継続的に行っております(合計40回)。直近5年間の実績は、下表記載のとおりです。

公表日 (取締役会決議日)	取得期間	取得株数(取得割合)(※)	買付総額
2023年11月17日	2023年11月20日～ 2024年5月15日	14,728,200株(0.74%)	69,999,584,300円
2023年5月19日	2023年5月22日～ 2023年9月22日	15,896,900株(0.80%)	49,999,936,900円
2022年11月18日	2022年11月21日～ 2023年3月24日	17,587,300株(0.87%)	49,999,696,400円
2022年5月20日	2022年5月23日～ 2022年9月22日	6,606,700株(0.97%)	49,999,287,900円
2021年12月21日	2021年12月22日～ 2022年4月28日	5,795,900株(0.85%)	39,999,284,800円
2021年9月13日	2021年9月14日～ 2021年11月30日	4,974,600株(0.72%)	29,999,599,300円
2021年6月28日	2021年7月1日～ 2021年8月31日	5,703,100株(0.82%)	29,999,851,500円

公表日 (取締役会決議日)	取得期間	取得株数(取得割合)(※)	買付総額
2020年11月19日	2020年12月1日～ 2021年3月24日	4,753,000株(0.68%)	25,599,584,000円
2019年11月19日	2019年12月2日～ 2020年3月24日	4,319,100株(0.62%)	25,499,698,000円

(※) 表中の「取得割合」は、各自己株式取得の公表日の直前時点における当社の発行済株式総数(自己株式数を除きます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)です。なお、当社は、2022年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき3株の割合で株式の分割を実施しております。詳細は、各自己株式取得に関するプレスリリースをご参照ください。

また、当社は、2024年5月20日の取締役会において、リスクポートフォリオを見直し、社会課題解決や成長分野等に対して資本を振り向けるべく、政策保有株式(非上場株式及び資本業務提携による出資等は除く)をゼロにする方針を決議しておりますが、かかる方針を決議する以前から、2002年以降、各保有先企業との間で政策保有株式の削減に向け議論を行ってまいりました。そのような中、当社の完全子会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます。)は、2024年1月25日、当社株主であるトヨタ自動車株式会社(以下「本応募予定株主」といいます。本日現在の所有株式数9,414,165株(所有割合(注2):0.48%)に対して、政策保有株式を削減するべく、その所有する本応募予定株主の普通株式の一部について売却したい意向がある旨を伝えました。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2024年6月21日に提出した第22期有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(1,978,000,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(3,453,599株)を控除した株式数(1,974,546,401株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

その後、2024年2月23日、東京海上日動は、本応募予定株主より、東京海上日動から打診のあった本応募予定株主の普通株式の売却に応諾する旨及び売却手法や売却数量については今後協議することとしたい旨の回答を得ました。また、その際、本応募予定株主においても、その所有する当社普通株式の全部である9,414,165株(以下「本売却意向株式」といいます。)を売却することを考えている旨の連絡を受けました。その後、2024年4月12日、東京海上日動は、本応募予定株主から、東京海上日動による本応募予定株主の普通株式の売却手法として、自己株式の取得を目的とした公開買付けを想定しており、かかる公開買付けへの応募についての検討を依頼されました。その際、本応募予定株主による当社普通株式の売却の手法として当社においても自己株式の取得を目的とした公開買付けを実施するのであれば、本応募予定株主と当社が相互に政策保有株式を削減するという意図を、より効果的に対外的に発信することが可能となるため、両社の公開買付けは同時に公表及び実施するのがよいのではないかとの考えが示されました。

このような本応募予定株主との協議を踏まえて、当社としても、4月下旬において、本応募予定株主から本売却意向株式を取得することを目的として、公開買付けの方法により自己株式の取得を実施することの合理性について検討したところ、①本応募予定株主による本売却意向株式の売却は、東京海上日動による本応募予定株主の普通株式の売却と同時にあわせて行われるものであるところ、かかる普通株式の売却は政策保有株式をゼロにするという当社の方針に合致した合理的な施策といえること、②当社は、従来より、機動的な資本政策の一環として自己株式の取得を継続的に実施しており、自己株式の取得を実施すること自体に、当社の資本政策としての合理性が認められることが確認されました。さらに、③本応募予定株主からの本売却意向株式の取得を目的として自己株式の取得を行うのであれば、買付価格を市場価格から一定程度ディスカウントを行った価格とすることで本売却意向株式の売却の確実性を高めることが可能な公開買付けの手法によることは合理的であるところ、かかる公開買付けによる自己株式の取得であれば、自己株式の取得資金の抑制が可能であるのみならず、本応募予定株主以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保することができ、株主間の平等性、取引の透明性からも問題が無いこと等を考慮すれば、自己株式の取得の手法として、公開買付けの方法を採用することは適切であると考えに至りました。そこで、2024年4月24日に、上記の検討結果も踏まえて、当社は、東京海上日動を通じて、本応募予定株主に対して、本応募予定株主が自己株式の取得を目的とした公開買付けを実施した場合、東京海上日動が所有する本応募予定株主の普通株式の一部について応募する意向がある旨を伝えるとともに、当社としても、本公開買付けを実施する意向である旨を伝えました。

さらに、当社は、2024年6月下旬に、本公開買付けの具体的な条件についての検討を開始したところ、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることから、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する当社株主の皆様を保護する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、2022年7月から2024年6月までに決済が完了した自己株式の公開買付けの事例(プレミアムを設定した事例5件及び株式価値算定書を用いて公開買付価格を決定した事例1件を除き、以下「参考事例」といいます。)39件を確認したところ、参考事例(ディスカウント率5%未満が0件、ディスカウント率5%以上10%未満が2件、ディスカウント率10%(10%程度を含む)が29件、ディスカウント率11%以上が8件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%とするのが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減するべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格とすることとしました。かかる検討を経て、当社は、2024年6月27日、本応募予定株主に対し、本公開買付けの具体的な条件として、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を伝達したところ、本応募予定株主より、2024年7月2日、かかる条件について応諾する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けと本応募予定株主による自己株式の取得を目的とした公開買付けは、買付対象とする株式が異なることから、それぞれの公開買付価格は独立して検討・協議されております。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、本公開買付けは当社普通株式の市場株価からディスカウントを行った価格で実施されるものであり、本応募予定株主以外の当社の株主からの積極的な応募は想定していないものの、本公開買付けの実施は、本応募予定株主以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場株価の動向を踏まえて応募する機会を確保することのできる公開買付けの方法が適切であるとの考えを背景としていることから、本応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、参考事例39件のうち、特定の株主による応募が予定されている株式数に10%程度を上乗せした株式数を買付予定数としている事例が最多であったこと等を踏まえて、本売却意向株式に10%程度を上乗せした株式数とすることとしました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2024年7月23日付の当社代表取締役の決定により、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格から10%のディスカウント率を適用した価格である5,499円(円未満切り捨て)とし、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式に10%程度を上乗せした水準として10,355,582株(所有割合:0.52%)とした上で、2024年5月20日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決定しました。なお、当社の取締役のうち大藪恵美氏は、本応募予定株主の取締役(社外取締役)を兼任していることから、本公開買付けに関する当社の意思決定過程における恣意性を排除するため、本公開買付けに関する当社における意思決定には一切関与しておらず、また、本公開買付けの諸条件に関して、当社の立場において本応募予定株主との協議・交渉にも一切関与しておりません。

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなるため、その場合には、当社は本売却意向株式のうちの一部を取得し、残りの本売却意向株式は買い付けられないこととなります。当社は、本応募予定株主より、本売却意向株式のう

ち当該買い付けられなかった部分については、適宜、市場売却により処分していく意向である旨を確認しております。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2024年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性(現金及び預貯金)は8,968億円(手元流動性比率(注3):1.4ヶ月)と、本公開買付けに要する資金(約570億円)と比較しても十分な水準にあり、さらに今後の当社グループの事業から生み出されるキャッシュ・フロー(なお、2024年3月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは1兆721億円です。)の積み上げ等も見込めることから、本公開買付けの買付資金に充当した後も事業に必要な手元流動性は確保できるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

(注3) 2024年3月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、2024年3月期の1ヶ月当たりの経常収益(本有価証券報告書に記載の通期の経常収益を12で除した数)で除した値(小数点以下第二位を四捨五入)をいいます。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、本日現在では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容(2024年5月20日開示)

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	60,000,000株(上限)	100,000,000,000円(上限)

(注1) 発行済株式総数 1,978,000,000株(2024年7月23日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 3.03%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2024年5月21日(火曜日)から2024年11月15日(金曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2024年5月20日(月曜日)
② 公開買付開始公告日	2024年7月24日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2024年7月24日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2024年7月24日(水曜日)から 2024年8月26日(月曜日)まで(23営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金5,499円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格については、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることから、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場株価を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する当社株主の皆様の利益を保護する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場株価に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと考えました。具体的なディスカウント率については、客観性・合理性のある水準とするべく、参考事例39件を確認したところ、参考事例(ディスカウント率5%未満が0件、ディスカウント率5%以上10%未満が2件、ディスカウント率10%(10%程度を含む)が29件、ディスカ

ウント率11%以上が8件ありました。)において、ディスカウント率10%が最多であったことを参考に、10%とするのが適切であると考えました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格については、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減するべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格とすることとしました。かかる検討を経て、当社は、2024年6月27日、本応募予定株主に対し、本公開買付けの具体的な条件として、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を伝達したところ、本応募予定株主より、2024年7月2日、かかる条件について応諾する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けと本応募予定株主による自己株式の取得を目的とした公開買付けは、買付対象とする株式が異なることから、それぞれの公開買付価格は独立して検討・協議されております。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2024年7月23日付の当社代表取締役の決定により、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格から10%のディスカウント率を適用した価格である5,499円(円未満切り捨て)とし、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式に10%程度を上乗せした水準として10,355,582株(所有割合:0.52%)とした上で、2024年5月20日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決定しました。

本公開買付価格である5,499円は、本公開買付けの実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の当社普通株式の終値6,111円に対して10.01%(小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム及びディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、2024年7月22日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値6,144円(円未満切り捨て)に対して10.50%ディスカウントした金額、2024年7月22日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値5,520円(円未満切り捨て)に対して0.38%ディスカウントした金額、2024年7月22日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値4,957円(円未満切り捨て)に対して10.93%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、当社は、2023年11月17日の取締役会決議に基づき、2023年11月20日から2024年5月15日までの期間に東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式14,728,200株(取得割合:0.74%)を69,999,584,300円で取得しているところ、当該自己株式取得における1株当たりの取得価格の単純平均値は4,752円(円未満切り捨て)と、本公開買付価格である5,499円との間には747円の差が生じています。これは、市場買付けの方法による場合の取得価格は各取得日の市場価格によって決定されるのに対し、本公開買付価格は本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として、そこから10%のディスカウント率を適用した価格としているものの、当該終値(6,111円)が、2023年11月20日から2024年5月15日までの期間に実施した市場買付けの方法による自己株式取得の際の1株当たりの取得価格の単純平均値(4,752円)(円未満切り捨て)に対して28.60%(小数点以下第三位を四捨五入)上昇しているためです。

② 算定の経緯

上記「①算定の基礎」記載の検討を経て、当社は、2024年6月27日、本応募予定株主に対し、本公開買付けの具体的な条件として、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格に対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を伝達したところ、本応募予定株主より、2024年7月2日、かかる条件について応諾する旨の回答を得ました。なお、本公開買付けと本応募予定株主による自己株式の取得を目的とした公開買

付けは、買付対象とする株式が異なることから、それぞれの公開買付価格は独立して検討・協議されております。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2024年7月23日付の当社代表取締役の決定により、本公開買付価格については、本公開買付け実施に係る決定日の前営業日である2024年7月22日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のいずれか低い方の価格から10%のディスカウント率を適用した価格である5,499円(円未満切り捨て)とし、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式に10%程度を上乗せした水準として10,355,582株(所有割合:0.52%)とした上で、2024年5月20日開催の取締役会において決議された自己株式の取得の具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決定しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	10,355,582株	一株	10,355,582株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(10,355,582株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(10,355,582株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金56,998,345,418円

(注) 買付予定数(10,355,582株)をすべて買付けた場合の買付代金(56,945,345,418円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2024年9月18日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく、受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(注)本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(i).個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

(イ)応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ)応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ii).法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人))に限り、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなざることとなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7)その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(ご参考)2024年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,974,546,401株
自己株式数	3,453,599株

以上